

Global Intelligence Report

「待ったなし」に迫られる人権・環境デューデリジェンス規制への対応 ～EU「CSDDD」の最新動向と背景にある地政学リスクの高まり～

貴社限り

2024年6月26日

みずほ銀行 国際戦略情報部

【要旨】

- ◆ 2024年5月、企業による人権・環境デューデリジェンスの実施を義務づけるEUの「企業持続可能性デューデリジェンス指令(CSDDD)」案がEU理事会に最終承認され、2027年夏以降の施行が予定される。「CSDDD」の導入により、企業は、サプライチェーン全体における直接的・間接的サプライヤーを含め、より広範な人権・環境デューデリジェンス実施を義務付けられる
- ◆ 企業に対してサプライチェーン上における人権・環境分野への配慮を求める動きは、欧米諸国を中心に世界的に広まっており、特に欧州では、各国およびEUレベルにおいて企業によるデューデリジェンス実施を義務化する規制の制定が加速している。欧州でデューデリジェンス規制が強化された背景には、企業に対する人権尊重の責任を要求する動きに加え、米中対立の悪化やコロナ禍からの復興、ウクライナ紛争など地政学リスクの高まり等の複合的な要因がある
- ◆ 2024年6月の欧州議会選挙を前に、ビジネス界の反発を踏まえ、「CSDDD」は対象企業の基準等が大幅に緩和される結果となった。デューデリジェンスの対象範囲についても、上流では「製品」および「サービス」両方を対象とするビジネスパートナーの活動を含む点に変更はないものの、下流に関しては「製品」のみの「流通」、「輸送」および「保管」に関連するビジネスパートナーの活動に限定された。その他、繊維、農林水産、鉱業といった影響の大きい「ハイインパクト・セクター」規定が撤廃され、民事責任規定の緩和、および取締役の監督義務等の責任を求める規定の削除等の修正がなされた
- ◆ 「CSDDD」に対するビジネス界の実務上の課題や反発は引き続き大きいものの、米中対立やウクライナ紛争等を背景に、欧米と権威主義国家との対峙関係は今後も継続が見込まれるため、欧米諸国を中心に同志国間で強制労働製品の流通禁止やデューデリジェンス義務化などの動きが強化するとみられる
- ◆ 日本では、人権デューデリジェンスの実施は企業に義務付けられていないことから、デューデリジェンス関連法案の国際的動向を注視し、人権方針の策定のみならずデューデリジェンス実施で先行する企業と、デューデリジェンス体制の整備および実施に至っていない企業との間で二分化する状況がみられる。世界の強制労働の被害においてはアジア太平洋地域の被害率が最も高く、特に同地域のサプライヤーとのビジネス関係が強い日本企業は、「CSDDD」等が定める国際基準を満たすべく早急に対応を進めていくことが求められる。人権・環境リスクの高い国々への依存リスクを可視化し、同時に特定国に偏った調達依存等のサプライチェーンの脆(ぜい)弱性を見出すことで、長期的にはサプライチェーンの効率化の向上につなげていくことを期待したい

1. 世界的に広がる人権・環境デューデリジェンス規制の動向

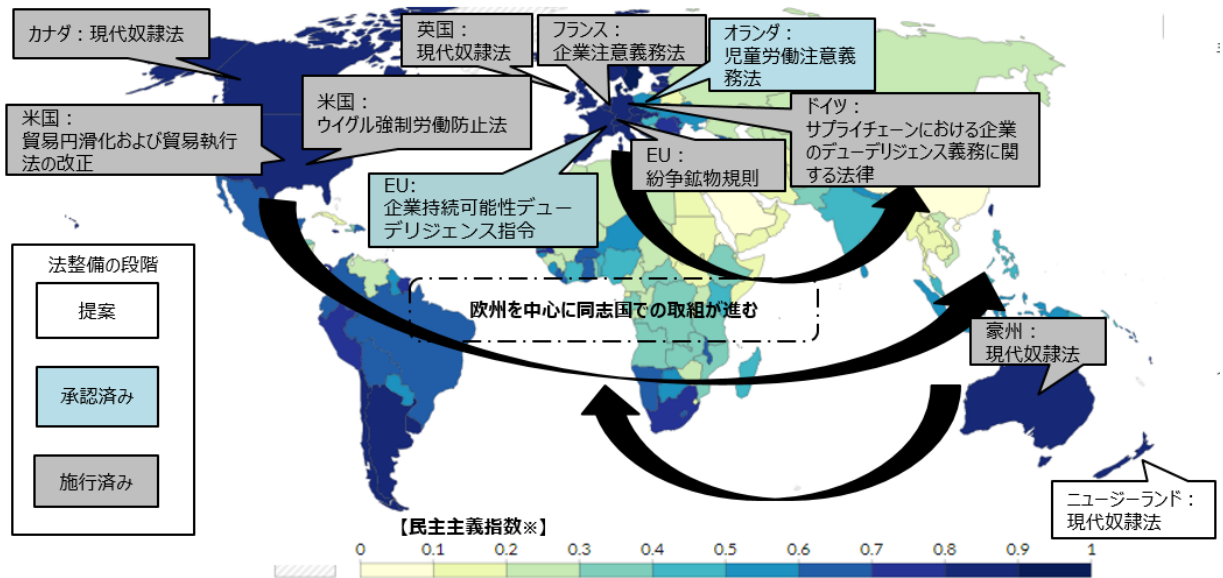
欧州中心に加速する人権・環境デューデリジェンス義務化の動き

企業に対してサプライチェーン上における「人権」および「環境」分野への配慮を求める動きが欧米諸国を中心に世界的に広まっており、特に欧州では、各国および EU レベルにおいてサプライチェーンにおける人権・環境デューデリジェンスの実施を義務づける規制の制定が相次いでいる(図表 1)。欧州各国では、英国における人権デューデリジェンス実施の「情報開示」を求める法律(「現代奴隷法」)の導入から始まり、ドイツではサプライチェーンの人権および環境関連リスクのデューデリジェンス実施を「義務化」する法律(「サプライチェーンにおける企業のデューデリジェンス義務に関する法律」)が施行される等、近年ではデューデリジェンスの要求内容や対象企業等が厳格化される方向にある。

EU レベルでも、欧州委員会が、2021 年 11 月に「森林破壊を防止するためのデューデリジェンス義務化規則」案、2022 年 2 月に「企業持続可能性デューデリジェンス指令(CSDDD)」案、2022 年 9 月に「強制労働製品の EU 域内での流通を禁止する規則」案と立て続けに発表しており、サプライチェーンにおける「人権」および「環境」保護を強化する規制の法整備を加速している。

特に注目されているのが施行の近づく EU の「企業持続可能性デューデリジェンス指令(CSDDD)」である。「CSDDD」は一定条件を満たす企業に対し、サプライチェーン上で直接的・間接的ビジネス関係を持つ取引先の事業内容について包括的な人権・環境デューデリジェンス実施を義務化するため、EU 域内・日本企業を含む域外企業へ広範な影響を及ぼす。本稿では、欧州を中心とする世界的な人権・環境デューデリジェンス義務化の動向とその背景にある地政学的情勢を考察し、この先企業に求められる対応や課題を俯瞰(ふかん)したい。

【図表 1】世界の人権・環境デューデリジェンス関連法導入の動きと「民主主義指数」



※スウェーデンのヨーテボリ大学の V-Dem 研究所が 5 つの原則(選挙、自由、参加、熟議、平等)の基準に基づき民主主義の尺度を測定

(出所)世界銀行 HP、各国政府発表より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

2. 人権・環境デューデリジェンス規制が国際的に加速した背景と欧州独自の事情

(1) 欧州では企業によるデューデリジェンスの「自主的取り組み」から「義務化」の方向へ

EUの「CSDDD」施行により、より厳格な対応が求められる企業

企業に対してサプライチェーン全体における人権尊重の責任を要求する動きは1990年代から強まり、国連による「ビジネスと人権に関する指導原則(2011年)」やOECDによる「多国籍企業行動指針(1976年の発表以降5回改訂)」等、国際機関による人権デューデリジェンスに関する具体的ガイドラインの発表が、企業による自主的なデューデリジェンス実施を後押しした。こうした国際的なガイダンス等の枠組みのもと、多国籍企業を中心に人権デューデリジェンスの自主的な取り組みが奨励されてきたが、欧州では特に2013年のバングラデシュで起きた複合ビル崩壊によって多数の労働者が死亡した事件¹が契機となり、欧州各国で労働環境等を含めた人権デューデリジェンスの義務化を求める動きが強まった。

欧州における人権デューデリジェンス法制化の動きの先駆けとなったのは、サプライチェーン上の人権リスクに関する「情報開示」を義務付けた英国の「現代奴隷法(2015年7月施行)」²であり、次いでフランスで「企業注意義務法(2017年3月施行)」が制定され、人権侵害と環境破壊に関する「注意義務計画」の策定と実施・報告が義務付けられた。ドイツでも、2023年1月の「サプライチェーンにおける企業のデューデリジェンス義務に関する法律」の施行により、まずは国内の大企業を対象に間接的な取引先も含め自社のサプライチェーン上の人権や環境デューデリジェンス実施を義務化している(図表2)。

【図表2】主要国・地域の人権・環境デューデリジェンス関連法導入の概要と対象企業

	施策名	施行	概要	対象企業
米国	(カリフォルニア州) サプライチェーン透明化法	2012年1月	州内で事業を行う企業に対し、サプライチェーンにおける一次取引先の奴隷労働、人身売買排除の取り組みについて情報公開するよう規定	同州で事業を行い、世界の年間総売上が1億米ドルを超える全ての小売業者および製造業者
	ウイグル強制労働防止法	2022年6月	新疆ウイグル自治区からの輸入品が強制労働で生産されたものではないと企業が明白に証拠を示すことができない限り、同自治区が関与する産品輸入を原則禁止	米国へ輸出する企業
英国	現代奴隷法	2015年7月	奴隷労働や人身取引がないことを確実にする対応に関して報告を義務化	英国市場で事業を行う、年間売上3,600万ポンド以上の企業
EU	紛争鉱物規則	2021年1月	デューデリジェンス管理システムの導入・実施・リスク管理・情報開示	スズ、タンタル、タングステン、金のEUへの輸入業者
	企業持続可能性デューデリジェンス指令(CSDDD)	2027年以降	ビジネスパートナーの上流・下流の活動含め、適用対象となる事業者による人権・環境のデューデリジェンスの導入・実施・情報開示	【EU域内企業】従業員1,000人以上で全世界売上高4億5,000万ユーロの企業 【域外企業】EU域内での売上高4億5,000万ユーロ以上の企業
フランス	企業注意義務法	2017年3月	人権デューデリジェンス計画の策定・実施・評価・開示を義務化(自社に加え直接的・間接的な子会社および安定的な取引関係を有しているサプライヤー含む)	フランスに本社を有する企業で、子会社含め従業員が5,000人以上、またはフランス国内外の子会社含め従業員が10,000人以上の企業
ドイツ	サプライチェーンにおける企業のデューデリジェンス義務に関する法律	①2023年1月 または ②2024年1月	国内外のサプライチェーンにおいて労働者の人権保護および環境への配慮についてデューデリジェンスの実施を義務化	ドイツ国内に①3,000人以上または②1,000人以上の従業員を雇用する企業
オランダ	児童労働注意義務法	未定	サプライチェーン上における児童労働問題の特定・防止のため、デューデリジェンス実施を示す声明書の提出を義務化	オランダ市場に製品およびサービスを提供・販売する全ての企業
豪州	現代奴隷法	2019年1月	全世界の事業およびサプライチェーンにおける現代奴隷のリスク評価方法と対応措置の報告を義務化	連結収益1億豪ドル以上の豪州企業または豪州で事業を行う企業
カナダ	現代奴隷法	2024年1月	サプライチェーン上での強制労働リスクに関する報告と対応措置について報告を義務化	①保有資産が2,000万カナダ・ドル以上、②全世界売上高が4,000万カナダ・ドル以上、③従業員が250人以上、のうち2つ以上を満たす企業
NZ	現代奴隷法	未定	サプライチェーン上での強制労働リスクに関する報告と対応措置について報告を義務化	全世界売上高が2,000万NZドル以上の企業

(出所)各国政府発表より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

¹ ベネトン、ザラ等欧州系アパレルブランドに衣料品を供給する複数の縫製工場の労働者含め1,100人以上が死亡

² 当時内務相を務めたメイ元首相が、欧州発の人権デューデリジェンスの「情報開示」を義務化する法制化を主導

前述のとおり、EU レベルにおいても、要求される人権デューデリジェンスの対象が木材、鉱物分野等の「ハイリスク」とされる特定セクターから始まり、「CSDDD」ではサプライチェーン全体における直接的・間接的サプライヤーまで拡大し、また対象となる企業も拡大されている。さらに、対象企業が「CSDDD」に違反した場合には、最大で全世界売上高の 5%以上の罰金が科される等、企業にとってはレピュテーションリスクも大きい。

こうした欧州での法制化の加速を受け、豪州およびカナダでも、サプライチェーン上での強制労働リスクに関する評価と対応措置に関する報告を義務化する「現代奴隷法」が施行され、またニュージーランドでも同様の法案が提案されている。企業にとっては、直接的・間接的サプライヤー、取引先、進出国の従業員等との関係を通じて、企業がサプライチェーン上における人権尊重のために適切な対応を講じる必要性が強く認識されるようになってきている。

(2) 気運の高まりの背景～EU 新体制、コロナとウクライナ紛争、米中対立等の複合的要因

人権・環境デューデリジェンスの国際基準作りで主導を狙う EU

企業による人権尊重を奨励する潮流が高まる中、2019年に EU で 2050 年までに温室効果ガス排出ゼロをめざす「欧州グリーンディール」を柱とする新体制が発足したことも、サプライチェーンの人権・環境デューデリジェンスに関する EU 共通の法的枠組みの策定を求める機運を高めた。「欧州グリーンディール」は、人権や環境基準で「サステナブル」と判定された経済活動に投資を呼び込むことで EU の経済成長をめざしており、「CSDDD」や「強制労働製品の EU 域内での流通を禁止する規則」等の法令により、強制労働や児童労働等の人権侵害および環境破壊等のリスクに配慮せずに安価に生産される製品を排除することで域内産業を保護し、同時に EU 指令の国際基準化によってグローバル競争で欧州企業の優位性を確保する戦略的狙いもある³。欧州各国のデューデリジェンス法では対象となるセクターや企業の規模、および「人権」の範囲等が国ごとに異なる状況であり、欧州企業としても、EU 共通のルールを導入することで「公正な競争条件 (Level Playing Field)」を確保したい意図から「CSDDD」導入を支持する声が強かった。

コロナとウクライナ紛争で露呈した権威主義国家へのサプライチェーン依存リスク

また、2020 年以降のコロナ危機を受けて既存のサプライチェーンの脆（ぜい）弱性が露呈し、労働者の安全衛生や労働環境への懸念が一層高まったことも要因としてあげられる。国際労働機関 (ILO) が 2022 年 9 月に発表した強制労働に関する報告書によると、世界で強制労働に従事させられている労働者の人口は約 2,760 万人に上り、その数は 2016 年以降約 300 万人増加した。EU は、コロナからの経済復興を人権保護および環境対策への取り組みを加速させる「好機」と捉え、さらにロシアのウクライナ侵攻を受け、エネルギーや医薬品、重要鉱物等の戦略的重要品目を権威主義国家に依存するサプライチェーンの見直しを喫緊の課題と認識し始めた。

特に EU が懸念しているのが、「脱炭素」の過程において需要が増加する太陽光発電、風力タービン、EV 等の製造に欠かせないレアアース等の重要原材料の対中依存である。EU が「重要原材料」⁴と指定する 34 種類の原材料のうち、パソコンや EV 等の製造に欠かせないレアアースの約 98～99%、自動車部品や製鉄用脱硫に使われるマグネシウムの約 97%、製薬、医療機器等で利用されるビスマスの約 65%を中国からの調達に依存している (図表 3)。EU の成長戦略の柱である「脱炭素」および「デジタル化」に不可欠な原材料の調達において、中国をはじめとする少数の域外供給国へ集中して

³ 「欧州グリーンディール」政策の一環として、人権・環境デューデリジェンスの実施を求める「CSDDD」に加え、従来の EU の「非財務報告指令 (NFRD)」の対象を広げ、欧州独自の基準によるサステナビリティ関連の情報開示を義務化する「企業サステナビリティ報告指令 (CSRD)」を 2025 年から段階的に施行。「CSDDD」でデューデリジェンスを義務化し、「CSDDD」の取り組み内容を「CSRD」で開示するという相互補完的な内容

⁴ 2023 年 3 月、EU は持続可能な重要原材料の供給を確保する目的で「重要原材料法 (Critical Raw Materials Act: CRMA)」法案を発表。経済活動にとって不可欠でありながらも域外からの調達に依存する原材料 34 種類を「重要原材料 (CRM)」に指定している

https://www.mizuho.com/corporate/world/info/g_intelligence_report/pdf/24-1_gir.pdf

いることが問題視されている。

【図表 3】 EU の「重要原材料」調達における対中依存度

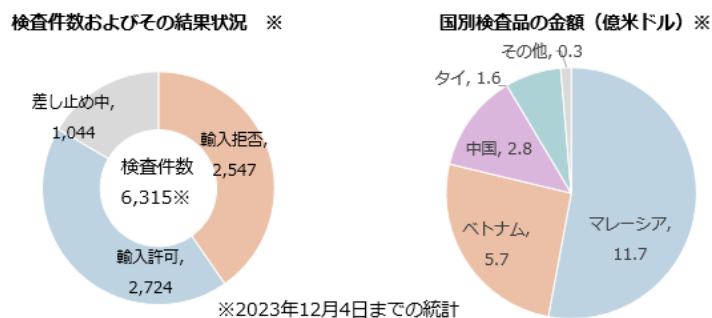
原材料名	中国依存度	主な用途
天然黒鉛	40%	電池用電極、製鉄用耐火物等
ビスマス	65%	製薬、医療機器、低融点合金等
ガリウム	71%	半導体、太陽電池等
マグネシウム	97%	自動車部品、電子機器部品、製鉄用脱硫等
重希土類元素 (レアアース)	98%	蓄電池、蛍光体、強力磁石、光学ガラス等
軽希土類元素 (レアアース)	99%	

(出所)欧州委員会「JRC Science for Policy Report2023」より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

「価値観」を軸とする
米中対立の悪化

EU の「CSDDD」法案の策定においては、特に人権重視の姿勢の強い欧州議会が「新疆ウイグル自治区からの輸入品には人権侵害の有無の徹底的審査を要求する」等、人権侵害問題について焦点をあててきた。欧州議会で新疆ウイグル自治区の強制労働問題が取り上げられるようになった背景として、米国と中国の間における人権・民主主義等の価値観に基づく対立悪化が一因として挙げられる。2022 年 6 月、米国では対象企業を問わず新疆ウイグル自治区が関与する製品の輸入を原則禁止する「ウイグル強制労働防止法(UFLPA)」が施行され、通商ルールによる中国および東南アジアを迂回する強制労働製品の取り締まりが厳格化された⁵(図表 4)。

【図表 4】 ウイグル強制労働防止法(UFLPA)の施行状況



(出所)米労働省統計より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

人権侵害に関与する製品や取引先についての輸出管理の実施・強化に加え、2019 年以降、人権侵害への関与を理由に中国政府機関や企業等をエンティティ・リストに掲載する等、人権をめぐる対中規制対象を拡大している。米国では「UFLPA」の厳格運用を要求する声が超党派で上がっており、2024 年 11 月の大統領選挙の結果にかかわらず、人権等の価値観を軸とした対中規制強化の潮流が続くことが見込まれる。

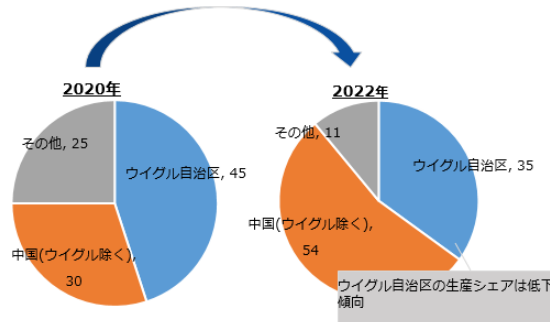
欧州委員会は、2022 年 9 月に「強制労働製品の EU 域内での流通を禁止する規則」案⁶を発表しているが、すでに発表されていた「CSDDD」法案において新疆ウイグル自治区での強制労働問題への対応が考慮されなかったことを受け、米国が EU に対して

⁵ 米国には外国で強制労働により採掘・製造された製品の輸入を禁止する 1930 年関税法があり、2016 年には同法の適用を広げる法改正が実施されている

⁶ 同規制は、採掘、収穫、生産、製造等サプライチェーンにおいて、部分的あるいは全面的に強制労働が用いられた製品の EU 域内の流通および EU 域外への輸出・再輸出を禁止。2024 年 3 月 5 日に欧州議会および EU 理事会で政治合意に至り、4 月 23 日に欧州議会が採択。EU 理事会の承認を経て、2027 年 10 月頃に適用となる見通し

「UFLPA」同様の法令を要求したとされる。EU としても、特に太陽光パネルの主要な原材料である多結晶シリコンの世界生産の約 35%をウイグル自治区が占める状況(図表 5)において、脱炭素を加速する EU の対中依存拡大を阻止する狙いでは米国と合致しているといえる。

【図表 5】多結晶シリコンの世界生産シェア(%)

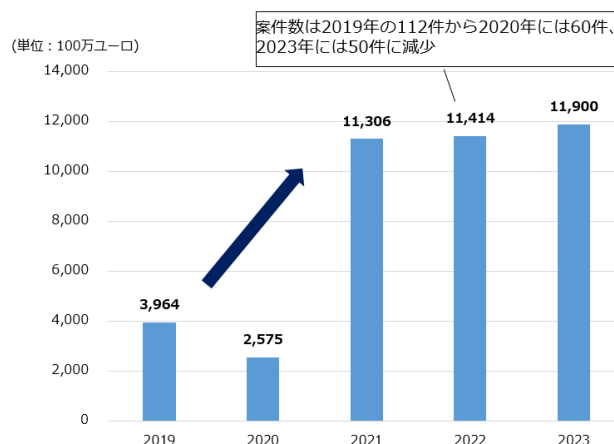


(出所)Sheffield Hallam 大学調査レポートより、みずほ銀行国際戦略情報部作成

人権デューデリ
ジェンス法が欧州企
業の「デリスキン
グ」を後押し

2020 年以降、香港における国家安全維持法の施行や新疆ウイグル自治区の人権問題をめぐり欧州諸国の対中姿勢が硬化し、重要原材料・技術輸入の対中依存への懸念が高まる中、EU は、中国との経済の「切り離し (デカップリング)」ではなく、戦略的分野における過度の対中経済依存を低減させる「デリスキング(リスク低減)」の方針を示してきた。経済安全保障上のリスクが高い製品・技術については中国以外の第三国への製造拠点の多角化「China プラスワン」を進め、中国市場向けの製品は中国国内での製造を継続する「Made in China for China」方針を取る企業が増えているとの指摘もある。2023 年のドイツ企業の対中直接投資額は前年比 4.3%増の 119 億ユーロと過去最高額となる一方で、案件数は 2019 年の 112 件から 2020 年には 60 件、2023 年には 50 件に減少していることから、依然積極的な対中投資姿勢を示す一部大企業と、慎重姿勢に転換する中小企業との二極化が進んでいる様子がうかがえる (図表 6)。

【図表 6】ドイツの対中直接投資額推移と傾向



(出所)ドイツ経済研究所(IW)統計に基づき、みずほ銀行国際戦略情報部作成

人権デューデリジェンス義務化の法制化の契機ともなった、バングラデシュ複合ビル崩壊事件に象徴される繊維・アパレル産業においても、ドイツ企業のビジネス状況に変化がみられる。ドイツでは、「サプライチェーンにおける企業によるデューデリ

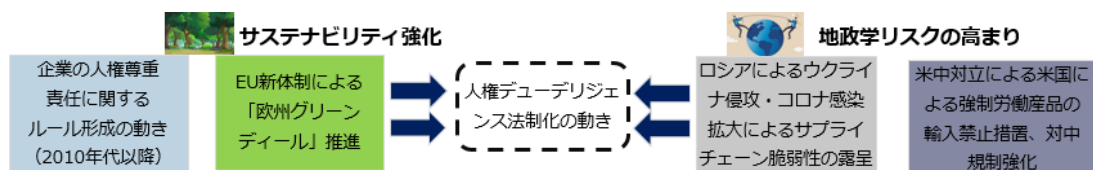
「人権・環境デューデリジェンスに関する法律」の施行により、2023年1月以降、国内の大企業を対象に自社のサプライチェーン上の人権や環境デューデリジェンス実施が義務化されており、ドイツの繊維・アパレル製品の輸入相手国においても変化が生じている。2022年のドイツの繊維・アパレル製品の輸入額(約418億ユーロ)では、中国が23.5%、バングラデシュが21.2%、トルコが11.2%とこれら3カ国で全体の約56%を占めていたが、2023年1月から9月の期間の輸入額(約278億ユーロ)では、中国が20.7%、バングラデシュが16.9%、トルコが10.6%と上記3カ国が全体に占めるシェアが約48%に減少し、EU近隣国であるモロッコ、チュニジア、北マケドニア等からの輸入額が増加傾向にある。

米国および欧州では、人権や民主主義等の価値観を共有する「同志国」への生産移管を進める「フレンドショアリング」という概念が広がっており、欧州企業は人権問題や気候変動への取り組み強化の一環からも、サプライチェーンの「ニアショアリング」および「フレンドショアリング」を加速している。人権および環境保護の観点から懸念の高い国・地域からの調達依存の軽減を狙うが、「ニアショアリング」により環境負荷を低減することは、EUの「欧州グリーンディール」政策にも沿った動きといえる。

複合的要因がEUの「CSDDD」の導入を加速

このように、EUが「CSDDD」の導入を加速した背景には、EU新体制の「欧州グリーンディール」の推進、コロナ禍からの復興、米中対立の悪化やウクライナ紛争等地政学リスクの高まり等の複合的な要因があったと考えられる(図表7)。

【図表7】 欧州における人権・環境デューデリジェンス規制強化の要因



(出所)みずほ銀行国際戦略情報部作成

3. 紆余曲折を経て妥協案に落ち着いた「CSDDD」と主要な変更点

欧州議会選挙を前にした主要国の反対により、「CSDDD」最終案は大幅緩和へ

「CSDDD」は、企業によるサプライチェーン上のデューデリジェンス実施を義務化する、世界で最も先進的かつ包括的な法律として国際的な注目を集めてきた。一方で、EU理事会と欧州議会の間で2023年12月に政治合意に至った後、ドイツ、フランス、イタリア等の一部の加盟国が正式採択を前に反対の姿勢に転じる異例の事態に陥った。前述の通り、2019年以降のEU体制は野心的な気候変動政策等の「サステナブル」関連法案を矢継ぎ早に提案しており、2024年6月の欧州議会選挙を前に、産業界では欧州産業の競争力低下を懸念する声次第が高まっていた。また肥料や化学農薬等を削減する法案等「行き過ぎた」環境保護政策への反発から農業従事者によるデモの拡大や、反EU政策を掲げる極右政党の支持率が向上したことが背景にある。

産業界側が特に「CSDDD」の対象となる企業の従業員数や売上高等の基準について緩和を要求した結果、欧州議会としては6月の欧州議会選挙前の採択を優先する形で、産業界からの声を踏まえた最終妥協案を2024年4月24日に採択、次いで5月24日

7 ドイツの繊維・アパレル輸入総額に占めるシェアは、それぞれ1%程度に過ぎないが、2023年1月から9月の輸入額は前年比でチュニジアが約6%、モロッコが約8%、北マケドニアが約16%増加

に EU 理事会が承認する結果となった⁸ (図表 8)。

【図表 8】「CSDDD」の最終案の概要

	最終合意案(2024年5月採択)
概要	①デューデリジェンス方針の策定(最低2年に1回の刷新)、②現実的・潜在的な「負の影響」の特定・評価、③潜在的な「負の影響」の防止、現実的な「負の影響」の停止・最小化、④苦情処理メカニズムの構築・運用、⑤モニタリング、⑥デューデリジェンス結果の開示
デューデリジェンスの目的	人権および環境への悪影響の防止、停止および最小化 ①人権：国際人権条約上の権利の侵害および禁止事項への違反 ②環境：規制違反に起因する環境への悪影響
デューデリジェンスの範囲	<ul style="list-style-type: none"> 適用対象となる事業者および、サプライチェーン上の上流および下流のビジネスパートナーの活動(chain of activities) 上流(原材料、設計、抽出、調達、製造、輸送、保管、供給)および下流(流通、輸送、保管)における人権・環境リスクが対象
アプローチ	深刻度や発生可能性に基づくリスクベース
気候変動対策	気候変動に関するパリ協定(1.5℃目標)と整合的な気候変動対応計画の採択義務
報告	CSDDDでカバーされる事項について、自社のHPまたは年次ステートメントを通じた年次の開示義務
民事責任	企業が故意または過失によりデューデリジェンス実施の義務を順守せず、その結果として損害を負わせた場合
罰則	企業のグローバル売上高を考慮の上、加盟国が設定する基準により最大で全世界売上高の5%以上の罰金
原案との大きな変更点	<ul style="list-style-type: none"> 対象企業の範囲を下記の通り縮小 【域内企業】従業員1,000人以上で全世界売上高4億5,000万ユーロ（原案では従業員500人以上で全世界売上高1億5,000万ユーロ以上と規定） 【域外企業】EU域内での売上高4億5,000万ユーロ以上(原案では売上高1億5,000万ユーロ以上と規定) グループ会社で連結して上記基準を満たす場合、親会社が適用対象となる 対象となるデューデリジェンスの範囲の限定 繊維・農林水産・鉱業分野等「ハイインパクト」分野グループの撤廃 「民事責任規定」の緩和と「取締役の責任」の削除 金融機関の下流の企業活動への適用について、指令採択後2年以内に見直し

(出所)「CSDDD」最終案より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

対象企業の基準を緩和したことで、同指令の適用対象となる企業は当初の約 20,000 社から約 6,250 社に縮小したとの推計⁹もあり、NGO 等人権保護団体からは不十分な内容として批判も多い。一方、バングラデシュの複合ビル崩壊事故の発生日(2013年4月24日)からちょうど11年目の節目で欧州議会が採択したことは、欧州におけるデューデリジェンス法の「マイルストーン」として注目される。

この先、「CSDDD」は2027年7月以降、大企業から段階的な導入が見込まれ、5年後には全ての対象企業に適用される¹⁰ (図表 9)。

⁸ 同指令は、EU 理事会の「特定多数決(加盟国の 55%以上かつ EU 人口の 65%以上)」の賛成にて承認されたが、オーストリア、ベルギー、ドイツ、ハンガリー等 10 カ国が棄権

⁹ 欧州委員会成長総局(DG GROW)によると、「CSDDD」の対象企業は EU 域内企業で約 5,400 社、EU 域外企業で約 850 社となる見直し

¹⁰ 同法案は、EU 理事会の承認を受け、EU 官報の掲載後(2024年7月を予定)、20日後に発効となる。発効後、2年以内に EU 加盟国がそれぞれ国内法を制定する必要がある

【図表 9】「CSDDD」の対象企業と適用時期

	対象企業	適用時期	
EU域内企業 (推計 約5,400社)	(i) 従業員数が平均して1,000名を超え、かつ、直近事業年度における全世界の年間純売上高が4億5,000万ユーロを超える企業	従業員数が平均して5,000名を超え、かつ、直近事業年度における全世界の年間純売上高が15億ユーロを超える企業	本指令発効後3年後
	(ii) 連結で上記の基準に該当するグループの最終親会社に該当する企業	従業員数が平均して3,000名を超え、かつ、直近事業年度における全世界の年間純売上高が9億ユーロを超える企業	本指令発効後4年後
	(iii) EU域内でフランチャイズ又はライセンス契約を締結している企業又はグループの最終親会社であって、直近事業年度におけるロイヤリティが2,250万ユーロを超え、かつ、当該企業又はグループの直近事業年度における全世界の年間純売上高が8,000万ユーロを超える企業	上記以外	本指令発効後5年後
EU域外企業 (推計 約850社)	(i) EU域内において、直近事業年度の前の事業年度における年間純売上高が4億5,000万ユーロを超える企業	EU域内において、直近事業年度の前の事業年度における年間純売上高が15億ユーロを超える企業	本指令発効後3年後
	(ii) 連結で上記の基準に該当するグループの最終親会社に該当する企業	EU域内において、直近事業年度の前の事業年度における年間純売上高が9億ユーロを超える企業	本指令発効後4年後
	(iii) EU域内でフランチャイズ又はライセンス契約を締結している企業又はグループの最終親会社であって、直近事業年度の前の事業年度におけるロイヤリティが2,250万ユーロを超え、かつ、当該企業又はグループの、直近事業年度の前の事業年度における全世界の年間純売上高が8,000万ユーロを超える企業	上記以外の企業	本指令発効後5年後

(出所)「CSDDD」最終案より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

対象企業の基準
およびデューデリ
ジェンスの範囲が
縮小

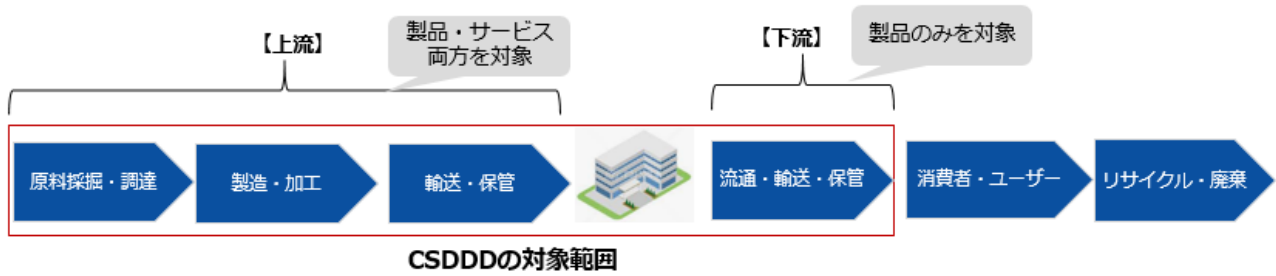
欧州委員会が提案した原案と比べ、最終案における最大の変更点は対象企業の基準で、指令対象となる企業の従業員数が 500 人から 1,000 人に、全世界年間純売上高が 1 億 5,000 万ユーロから 4 億 5,000 万ユーロに大幅に引き上げられたことである。2023 年 12 月の EU 理事会と欧州議会の間での政治合意の後で反対姿勢に転じたドイツは、特に「CSDDD」による中小企業への過度な負荷を懸念した。ドイツでは「SME」の定義が従業員数 500 人未満の企業とされていることから、ドイツ政府にとって対象企業の従業員数を 500 人から 1,000 人に引き上げた政治的意義は大きい。

その他の変更点としては、対象となるデューデリジェンスの範囲について、当初は広く「バリューチェーン」を対象とすることが想定されていたが、原案にて提案された「確立したビジネス関係(Established business relationship)」の表記は消去され、最終合意では、自社、子会社およびビジネスパートナーの「Chain of activities(活動の連鎖)」という、より曖昧な表現に変更されている¹¹。これに伴って、最終案では、対象となるデューデリジェンスの範囲が、上流では「製品」および「サービス」両方を対象とするビジネスパートナーの活動を含む点に変更はないものの、下流に関しては「製品」のみの「流通(distribution)」、「輸送(transport)」および「保管(storage)」に関連するビジネスパートナーの活動に限定された(図表 10)¹²。

¹¹ さらに、最終案では、指令における「Chain of activities」はその他 EU 法令において定義される「バリューチェーン」および「サプライチェーン」という表記に対して不利益を与えるものではない(without prejudice to the terms “value chain” or “supply chain”)、とその意図を明記している

¹² 「輸送(transport)」については、最終消費者への配送も含まれる

【図表 10】「CSDDD」の対象範囲



(出所)「CSDDD」最終案より、みずほ銀行国際戦略情報部作成

その他、最終案では、繊維、農林水産、鉱業といった影響の大きい「ハイインパクト・セクター」規定の撤廃や、民事責任規定の緩和¹³、および取締役の監督義務等の責任を求める規定の削除がみられた。また、自社に代わって、第三者による監査や適切な産業別スキームによるデューデリジェンス実施が可能となった点でも、企業側が大きな譲歩を獲得している。

争点の一つとなった金融機関への適用については、サプライチェーンの上流にあたる企業活動についてデューデリジェンス義務の順守が求められる一方で、下流については「CSDDD」の施行から2年後にデューデリジェンス対象とすべきかどうか見直しが行われる見通しとなっている。また、原案に比べ、最終案では概して規制内容が緩和される傾向にある一方、グループ会社で連結して指定基準を満たす場合、親会社が適用対象となる要件が追加されている点には留意が必要である。

4. 欧州企業の対応事例とデューデリジェンス実施における課題

欧州企業によるデューデリジェンス実施事例の考察

デューデリジェンス実施の義務化に向けた議論が始まって久しい欧州においては、各国レベルで同様の国内法が施行されていることもあり、すでにデューデリジェンス実施が通常の企業行動の一環となっている印象を受ける。

欧州企業各社が公表する「人権・環境デューデリジェンス」年次報告をみると、自社のバリューチェーンの把握、リスクマップおよび具体的対策が提示されている点で共通する。例えば、ドイツの自動車大手フォルクスワーゲンは、「ReSC(Responsible Supply Chain)システム」の導入により、自社のサプライチェーンのリスクマップを整理した上で、①年に一度の人権・環境分野におけるリスク分析の実施、②ビジネスパートナーへの企業行動の周知、サプライチェーン苦情処理手続き、サプライヤー・トレーニング¹⁴等の実施(基本的措置)、③特に人権・環境リスクの高い分野については、鉱物調達で環境や人権などへの配慮を証明する国際基準「責任ある鉱業保証のためのイニシアティブ (IRMA) ¹⁵」参加等により鉱物に特化したデューデリジェンスを実施する等、三段階に分けた措置を講じている。

¹³ 企業が故意または過失によりデューデリジェンス実施の義務を順守せず、その結果として損害を負わせた場合に責任が生じ、損害が「活動の連鎖」の中で取引先にとってのみ引き起こされた場合には責任は負わないと明記
¹⁴ 同社の人権デューデリジェンス年次報告によると、2022年に2,900社のサプライヤーにトレーニング実施
¹⁵ 2006年に設立され、大規模鉱山を対象とする鉱業分野の任意の環境・社会基準を設定する組織で、鉱物の生産企業、購入企業、NGO、労働組合等が加盟。2023年時点では69の鉱山企業が参加し、リチウム、黒鉛(グラファイト)、ニッケル等23種の鉱物が認証の対象となっている

「CSDDD」におけるデューデリジェンスのアプローチは、深刻度や発生可能性に基づく「リスクベース」と定義されていることから、各社の事業において、特に強制労働等の人権・環境リスクの高い鉱物、石油・ガス、木材、パーム油、繊維等の事業分野や製品、また国・地域等を特定することで、デューデリジェンス実施の優先度を定める手法が推奨される。

欧州企業の中には、実践した具体的取り組みや成功事例のみならず、現在取り組み中の課題も含めて、自社の人権・環境デューデリジェンス実施の透明度を高めることで、自社の「責任ある企業行動」強化による付加価値の向上を狙う企業もみられる。実際に、NGO 等の人権・環境保護団体が、企業のサプライチェーン上の人権・環境侵害についての改善要請や告発・訴訟を行うケースが生じた場合も、企業がサプライチェーン全体のあらゆるリスクを防止することは不可能との前提から、その時点までの企業の具体的取り組み状況を踏まえて状況を総合的に評価することが見込まれる。また、徹底的なデューデリジェンス実施によって、「サステナブル」と証明された自社のサプライチェーンにサプライヤーが属するメリットを生み出す戦略や、人権・環境を尊重する企業・製品が選ばれる消費者市場を醸成することで、自社の競争力を高める戦略も見受けられる。

一方で、こうしたデューデリジェンス実施のプラクティスで先行する欧州のグローバル企業においても、自社のグローバル・サプライチェーンの全体像を把握するための情報収集や、欧州発の指令で求められるデューデリジェンス実施の必要性について、特に第三国におけるサプライヤーからの理解を得る上での実務的な課題が指摘されている。また、デューデリジェンス実施で生じるコストをサプライヤーに負わせるケースもあり、そのコストの「しわ寄せ」としてビジネスパートナーが雇用する労働者へマイナス影響を及ぼすリスクが生じるのであれば、サプライチェーン上の人権保護に相反することとなり、そもそも根本的解決にならないとの指摘もある。

日本では、現時点では人権・環境デューデリジェンスの実施は企業に義務付けられていない。日本政府が 2022 年 9 月、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を、2023 年 5 月に「バリューチェーンにおける環境・デューデリジェンス入門」等のガイドラインを公表しているものの、ガイドライン自体に法的拘束力はなく、企業に自主的なデューデリジェンス実施を促すにとどまる。一方で、「CSDDD」は、EU 域外の事業者に対しても適用されることとなっており、日本の事業者にも直接的影響が出る可能性がある他、適用を受ける事業者のサプライチェーンに組み込まれている日本の事業者が、適用対象事業者によって実施されるデューデリジェンス実施の一環として対応が求められる可能性もある。実際に、欧州企業とビジネス取引のある日本企業の中には、自社の人権デューデリジェンスの方針や実施状況について開示を求められるケースもすでに増えている。

実際にデューデリジェンスを実施している日本企業へのヒアリングによると、デューデリジェンス実施の必要性について社内での周知方法に悩む企業や、デューデリジェンス方針を策定する法務部やサステナブル担当部署と実際にサプライヤーを抱える営業部・事業部の間の連携不足を挙げる企業もある。さらには、OECD 等の国際機関によるガイドラインや日本政府による「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」では、企業に対して「人権および環境侵害に対する予防措置および是正措置の策定および実施」を明確に求めているのに対し、実際に現場を抱える営業部・事業部側では、「人権・環境リスクの高いサプライヤーとのビジネス関係を断てばよい」との認識が依然強い。既存のサプライヤーが抱える問題に対処せずに単にビジネス関係を切断することは、サプライチェーン上の人権・環境保護を目的とするデューデリジェンス法規制の本来の目的に反する結果となる。

現状、欧州企業と比べ、日本企業における人権・環境デューデリジェンスに対する社内の認知レベルや実施レベルには乖離があるが、各国レベルにて国内法が施行されている欧州企業のデューデリジェンス方針やデューデリジェンス実施の先行事例は、今後の取り組みとして参考となるだろう(図表 11)。

徐々にデューデリジェンス規制への備えを進める日本企業

【図表 11】 デューデリジェンス実施における欧州企業・日本企業にとっての課題・取り組み事例

	課題の事例	対応方法の事例
社内体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 社内のどの部署が人権・デューデリジェンスを担当すべきか不明瞭 ・ 営業部・現場、グループ会社間の連携が欠如 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権・環境デューデリジェンス担当部署の設立 ・ 部署横断のメンバーで構成された委員会の設置
リスク特定方法	効果的なリスク特定方法がわからない	<ul style="list-style-type: none"> ・ セクター、製品、地域、原材料等に基づき「負の影響」の深刻度の高いリスクが高いと思われるサプライヤーから対応 ・ 概して、権益・森林開発、原材料栽培等、<u>上流でリスクが高い傾向</u>
サプライヤーの評価・連携方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下流のサプライチェーン(特にTier1以降)の実態がわかりづらい ・ 人権・環境デューデリジェンスについてサプライヤーの十分な理解が得られない 	<ul style="list-style-type: none"> ・ Tier 1の取引先の理解を得て、Tier 2以降の情報開示を要請 ・ 調達先に対し、質問票による自己評価、電話・オンライン会議等のヒアリング、現場視察・訪問、コンサル等代理人による監査等を実施 ・ サプライヤーのリソース状況を考慮し、人権デューデリジェンス実施の支援やコストをカバー ・ 質問票等の自己評価フォーマットは、サプライヤーにとってわかりやすい形とする ・ サプライヤーによる優良な取り組みがある場合、好事例として表彰する等のインセンティブを設立 ・ 取引開始前に、サプライヤー候補のリスクを査定
情報開示方法	効果的な社外の開示方法は？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実践した具体的取組の詳細を開示 ・ 成功事例のみならず課題や取組中の対策も積極的に開示
取組の社内浸透	社内における人権・環境デューデリジェンスの必要性の理解が欠如	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経営層への人権・環境デューデリジェンスに関する動向の情報提供 ・ 経営層および実務者に対する研修の実施(特に「デューデリジェンス=リスクの高いサプライヤー変更」を意味しない点の理解の浸透が必要)
その他	CSDDDの遵守以外にできる方策は？	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権・環境を尊重する企業の製品・サービスが選ばれる市場を醸成し、自社の競争力を強化 ・ NGOとの積極的かつ効果的な交流・意見交換 ・ 徹底したデューデリジェンス実施により、自社のサプライヤーとなるメリットを生み出す効果

(出所)欧州企業・日本企業へのヒアリングに基づき、みずほ銀行国際戦略情報部作成

5. 結びに代えて～デューデリジェンスの強化をサプライチェーン強靱化のチャンスに

欧米中心に人権・環境デューデリジェンス規制強化の方向性はこの先も不変

EUの「CSDDD」は6月の欧州議会選挙を前に内容を緩和する揺り戻しの動きがみられたものの、今後も民主主義や人権等の価値観を軸にした米中対立が続くことが見込まれる中、欧米諸国を中心に同志国間で強制労働製品禁止やデューデリジェンス義務化などの動きが強化されるとみられる。欧州側では、サプライチェーンの人権・環境デューデリジェンス法制化の背景に、権威主義国に対するサプライチェーン上の過度な依存への懸念もあり、人権重視姿勢の欧州議会や「緑の党」等の環境政党の勢力と産業競争力低下を懸念する産業界および加盟国政府との間で、人権・環境関連規制の導入をめぐるバランス調整の葛藤が続く。一方で、EU共通の「デリスキング」の方針は不可逆的な動きといえる。

この先、「CSDDD」同様のデューデリジェンス義務化の法制化が進むにつれ、企業はOECDや国連等のガイダンス等に準拠しつつ、自社の人権デューデリジェンス方針を策定することが求められる。「CSDDD」遵守に向けた、欧州委員会の企業に対するガイドライン発表は、適用開始の約6ヵ月前となる見込みであるため、企業は現時点から自社のデューデリジェンス方針を策定し、実施に移す体制を整える必要がある。また、「CSDDD」では、企業が最低2年に1回「デューデリジェンス方針」を刷新することが求められることから、企業側は「一時しのぎ」のデューデリジェンス実施ではなく、デューデリジェンス方針を企業の総合的サプライチェーン戦略の一部に組み込むことが、持続可能なデューデリジェンス・プラクティスを継続する上で重要とみら

れる。

近年、国内外の取引先や消費者の間で、サプライチェーン全体における「責任ある企業行動」を要請する声が高まる中、自社のビジネスがサプライチェーン上において人権・環境へ及ぼす影響を認識していないことは、大きな経営リスクになりつつある。一方で、デューデリジェンス実施の厳格化によって、特に人権・環境リスクの高い国々への依存リスクを可視化し、同時に特定国に偏った調達依存等のサプライチェーンの脆（ぜい）弱性を見出すことで、長期的にはサプライチェーンの効率化を向上させる上で有益となる可能性も考えられる。

アジア地域との経済関係の強い日本企業は早急な対応が必要に

世界の強制労働被害においてはアジア太平洋地域での被害率が最も高く¹⁶、日本企業は特にアジア太平洋地域との経済関係が強いため、不十分な人権デューデリジェンスの実施はリスクとなりうる。2023年5月には、IPEF(インド太平洋経済枠組み)の「サプライチェーン協定」が日米を含む14カ国で実質合意され、国際的にサプライチェーン脆（ぜい）弱性の監視や労働者権利侵害の場合の対応等について連携することが確認される等、国際協調の動きも進んでいる。また、米国とも、今年2月に「サプライチェーンにおける人権尊重および国際労働基準の促進に関する日米タスクフォース」第1回会合が開催されており、両国の取組みの共有等の連携がみられる。

日本では企業に対するデューデリジェンス実施は義務化されていないものの、メーカーや総合商社等大企業を中心に、人権方針の策定のみならずサプライヤーへのデューデリジェンス実施を進める企業も増えている。一方で、このようにデューデリジェンス実施で先行する企業と、デューデリジェンス体制の整備および実施に至っていない企業との間で二分化する状況がみられる。人権尊重・環境保護に対する国際的な意識の高まりや欧米諸国でのデューデリジェンス関連法規制の導入を踏まえれば、日本企業も「CSDDD」等が定める国際基準を満たすため、早急に対応を進めていくことが求められる。

以上

みずほ銀行 国際戦略情報部

総括・グローバルインテリジェンスチーム 調査役 舘林 明日香

TEL: 03-6731-8766 E-mail: asuka.tatebayashi@mizuho-bk.co.jp

¹⁶ 国際労働機関(ILO)によると、2022年の世界の強制労働の被害者合計約2,760万人のうち、約57%(約1,570万人)がアジア太平洋地域とされている

« Global Intelligence Report バックナンバーのご案内 »

第 23-1 号	【EU・インド】ウクライナ戦争で高まる EU・インド連携の機運	2023 年 4 月 19 日
第 23-2 号	【南アフリカ】 BRICS 拡大の動きと議長国・南アフリカの視点	2023 年 5 月 22 日
第 23-3 号	【EU】 AI 覇権争いは技術から規制へ拡大	2023 年 7 月 4 日
第 23-4 号	【EU】 EU 初の「経済安全保障戦略」	2023 年 8 月 16 日
第 23-5 号	「インド・中東・欧州経済回廊(IMEC)」構想の発表とガザ紛争後の展望	2024 年 1 月 15 日
第 24-1 号	「重要原材料」をめぐる「グローバルサウス」へのアプローチ	2024 年 4 月 26 日

© 2024 株式会社みずほ銀行

本資料は金融ソリューションに関する情報提供のみを目的として作成されたものであり、特定の取引の勧誘・取次ぎ等を強制するものではありません。また、本資料はみずほフィナンシャルグループ各社との取引を前提とするものではありません。

本資料は当行が信頼に足り且つ正確であると判断した情報に基づき作成されておりますが、当行はその正確性・確実性を保証するものではありません。また、本資料に記載された内容は予告なしに変更されることがあります。本資料のご利用に際しては、貴社ご自身の判断にてなされますようお願い申し上げます。本資料の著作権は当行に属し、本資料の一部または全部を、①複製、写真複製、あるいはその他の如何なる手段において複製すること、②当行の書面による許可なくして再配布することを禁じます。